

## Member Circular 9/2015

### 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約について

こちらは、英文記事「[The Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks](#)」（2015年12月22日）の和訳です。

メンバー各位

Circular No. 16/2014<sup>1</sup>において、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（「WRC」）が2015年4月14日に発効すること、条約証書に関する要求事項についてご説明しました。

既にご案内のとおり、WRC締約国に登録している、またはWRC締約国内の港もしくは沖合施設に寄港・往来する300総トン以上の船舶は、同条約に従って保険その他の金銭的保証を有していることを証明する証書を船内に備え置かなければなりません。船舶の旗国がWRC締約国である場合、その国からWRC証書を取得しなければなりません。

2015年4月14日の発効後、バハマ、キプロス、パナマがWRCに加盟し、WRC締約国の数は現在25カ国となっています。

WRC非締約国に船籍を置く船舶は、非締約国船籍船に対してWRC証書を発給することを認めている締約国（該当国は、クック諸島、キプロス、ドイツ、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、パラウ、英国など）の海事当局からWRC証書を取得することができます。メンバーの皆様におかれましては、WRC証書の発給に関して船舶の旗国の海事当局がいずれかのWRC締約国と協定を結んでいるかどうかを確認し、締約国の海事当局に対しタイミングよくWRC証書を申請するようにしてください。

当クラブは、WRC締約国の当局の電子メールアドレスと住所の一覧を作成しております。締約国の一覧を本Circularに添付しています。

本Circular発行時点のWRC締約国は、次に挙げる25カ国です。

#### 2007年の海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約 締約国（2015年12月17日現在）：25カ国、発効日：2015年4月14日

国名	寄託日	発効日
アルバニア*	2015年5月5日	2015年8月5日
アンチグアバーブーダ*	2015年1月9日	2015年4月14日
バハマ*	2015年6月5日	2015年9月5日
ブルガリア*	2012年2月8日	2015年4月14日
コンゴ	2014年5月19日	2015年4月14日
クック諸島	2014年12月22日	2015年4月14日
キプロス* <sup>o</sup>	2015年7月22日	2015年10月22日
デンマーク*	2014年4月14日	2015年4月14日

<sup>1</sup> Member Circular No. 16/2014「[海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効](#)」（2015年2月6日付）

ドイツ <sup>°</sup>	2013年6月20日	2015年4月14日
インド	2011年3月23日	2015年4月14日
イラン（イスラム共和国）	2011年4月19日	2015年4月14日
ケニヤ*	2015年4月14日	2015年7月14日
リベリア*	2015年1月8日	2015年4月14日
マレーシア	2013年11月28日	2015年4月14日
マルタ* <sup>°</sup>	2015年1月18日	2015年4月18日
マーシャル諸島*	2014年10月27日	2015年4月14日
モロッコ	2013年6月13日	2015年4月14日
ナイジェリア	2009年7月23日	2015年4月14日
ニウエ*	2015年4月27日	2015年7月27日
パラウ	2011年9月29日	2015年4月14日
パナマ*	2015年8月18日	2015年11月18日
南アフリカ	2015年4月4日	2015年12月4日
トンガ	2015年3月20日	2015年6月20日
ツバル	2015年2月17日	2015年5月17日
英国* <sup>°</sup>	2012年11月30日	2015年4月14日

\*印の国は、WRCの第3条第2項に従って領海内にWRCを適用している13カ国。

注：海難残骸物除去条約は、イギリスの海外領土であるジブラルタルと王室属領であるマン島にも拡大適用されている。

<sup>°</sup> 印の国は、1976LLMC第2条第1項の(d)及び(e)に規定する、「沈没し、難破もしくは放棄された船舶（船舶上のすべての物を含む）の引揚げ、除去、破壊又は無害化作業に関する債権」と「船積貨物の除去、破壊又は無害化作業に関する債権」に関して、責任を制限する権利を排除することを「留保」している。

注：英国のLLMCに係る「留保」は、イギリスの海外領土であるジブラルタルと王室属領であるマン島にも拡大適用されている。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。